



長野県報

3月31日(木)
平成23年
(2011年)
第2254号

目 次

規則

長野県文化会館管理規則の一部を改正する規則（生活文化課）	3
被服貸与規則の一部を改正する規則（職員課）	3
長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則（医療推進課）	4
長野県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（自然保護課）	4
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則（廃棄物対策課）	4
廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則（廃棄物対策課）	11
長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（ものづくり振興課）	22
財務規則の一部を改正する規則（会計課）	25
長野県短期大学学則の一部を改正する規則（教育総務課）	25
企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程（企業局）	26
職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	27
特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	27
住居手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	30
職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	31
平成22年12月に支給する期末手当の額の特例に関する規則を廃止する規則（人事委員会事務局）	31
平成23年4月1日における号俸の調整に関する規則（人事委員会事務局）	31

告示

公平委員会の事務の委託に関する規約（行政改革課地方共同化準備室）	33
長野県希少野生動植物保護条例に基づく保護回復事業計画の策定及び閲覧（自然保護課）	33
保安林予定森林にする旨の通知（5件）（森林づくり推進課）	33
解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）	34
公共測量の終了（建設政策課）	34
県道の路線変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	35
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	50
地方自治法施行令に基づく県営住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務の委託（住宅課）	50
地方自治法施行令に基づく県営改良住宅の家賃及び県営改良住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務の委託（住宅課）	50
地方自治法施行令に基づく県営住宅の家賃及び県営住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務の委託（住宅課）	50
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（2件）（会計課）	51
平成3年長野県教育委員会告示第4号（長野県個人情報保護条例第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報）の一部改正（教育総務課）	51
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（3件）（道路管理課）	52
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	53
政治資金規正法に基づく政治団体の届出（選挙管理委員会）	53
政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）	55
政治資金規正法に基づく政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）	65
政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出（選挙管理委員会）	65
政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）	66
政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定取消しの届出（選挙管理委員会）	67

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（2件）（生活文化課N P O活動推進室）	67
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（生活文化課N P O活動推進室）	67
一般競争入札（税務課）	68
医療法に基づく第5次長野県保健医療計画の一部変更及び変更内容の縦覧（医療推進課）	68
一般競争入札（2件）（産業政策課）	68
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく第3期特定鳥獣保護管理計画の策定及び公表（森林づくり推進課野生鳥獣対策室）	70
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画課）	70
都市再開発法に基づく市街地再開発組合の解散の認可（都市計画課）	70
長野県景観条例に基づく景観育成住民協定の認定（建築指導課）	70
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	70
開発行為に関する工事の完了（5件）（建築指導課）	71
随意契約の相手方の決定（会計課）	72
土地収用法施行令に基づく公示送達（企画課土地対策室）	72
正誤（経営支援課）	72
（人事委員会事務局）	72

長野県文化会館管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第6号

長野県文化会館管理規則の一部を改正する規則

長野県文化会館管理規則(昭和57年長野県規則第40号)の一部を次のように改正する。

別表第3の(1)の舞台設備の項中

音響反射板	中ホール	1式	4,100	を
-------	------	----	-------	---

音響反射板	中ホール	1式	4,100	に
	小ホール	1式	2,000	

改め、同(1)の映写設備の項中

オーバーヘッドプロジェクター	1台	500	を
----------------	----	-----	---

オーバーヘッドプロジェクター	1台	500	に
ビデオプロジェクター(4,000ルーメン未満)	1台	1,100	
ビデオプロジェクター(4,000ルーメン以上6,000ルーメン未満)	1台	2,100	
ビデオプロジェクター(6,000ルーメン以上)	1台	10,000	

改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

生活文化課

被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第7号

被服貸与規則の一部を改正する規則

被服貸与規則(昭和39年長野県規則第24号)の一部を次のように改正する。

別表1の(2)の項を次のように改める。

(2)	庁舎等の管理事務に従事する職員	作業服 夏期用作業シャツ 長ぐつ	2着 2着 1足	2年 2年 2年	
-----	-----------------	------------------------	----------------	----------------	--

別表1の(4)の項中

「電話交換の業務に従事する職員を除く。」

に改め、同1の(25)の項を次

のように改める。

(25)	狂犬病予防の業務に従事する職員	作業服 夏期用作業シャツ 防寒衣 長ぐつ 作業帽子	1着 1着 1着 1足 1個	2年 2年 4年 2年 2年	
		白衣	1着	2年	狂犬病予防員に限る。
		革手袋	1双	1年	犬の捕獲等の業務に従事する職員に限る。

別表1の(32)の項を次のように改める。

(32)	危機管理部において消防防災事務に従事する職員	雨具 防灾服 バンド くつ アポロキャップ 手袋	1着 1着 1本 1足 1個 2双	3年 3年 3年 2年 3年 1年	消防防災航空センターにおいて消防防災業務に従事する職員を除く。
------	------------------------	---	----------------------------------	----------------------------------	---------------------------------

別表1の(34)の項を次のように改める。

(34)	地方事務所において消防防災事務に従事する職員	雨衣 防灾服 バンド アポロキャップ	1着 1着 1本 1個	3年 3年 3年 3年	
------	------------------------	-----------------------------	----------------------	----------------------	--

別表1の(40)の項及び同表2の(3)の項中「農林技師の職にある」を「農林水産業に関する技能的技術業務に従事する」に改め、同2の(5)の項中「助教諭」を「、助教諭」に改め、同2の(6)の項を次のように改める。

(6)	削除				
-----	----	--	--	--	--

別表2の(9)の項中「衛生看護科の実習に従事する職員を除く。」

「寄宿舎指導員」を「寄宿舎教諭若しくは寄宿舎指導員の職にある職員」に、「介助技師の職にある」を「児童若しくは生徒の介護に関する業務に従事する」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表1の(25)の項、(32)の項、(34)の項及び(40)の項の改正規定、同表2の(3)の項、(5)の項、(6)の項及び(9)の項の改正規定並びに同2の(13)の項の改正規定(「介助技師の職にある」を「児童若しくは生徒の介護に関する業務に従事する」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

職員課

長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第8号

長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則

長野県看護大学大学院学則(平成10年長野県規則第40号)の一部を次のように改正する。

別表第1の領域別選択科目の項中

「

国際看護論	2
国際看護人材論	2

」を「

国際看護論	2
-------	---

」

に、「

老年看護学特論IV	2
-----------	---

」を「

老年看護学特論III	2
------------	---

」に、

「

看護管理	2
------	---

」を「

コンサルテーション論	2
看護管理学	2

」

に、「

看護管理特論I	2
看護管理特論II	2
看護管理論演習	2

」を「

看護管理学特論I	2
看護管理学特論II	2
看護管理学演習I	2

」に改め、

同表の共通選択科目の項中

「

言語文化特講	2
スポーツ健康論	2

」を「

言語文化特講	2
--------	---

」

に、「

看護臨床薬理	2
看護情報学概論	1

」を「

看護臨床薬理	2
--------	---

」

に改める。

別表第2の領域別選択科目の項中

「

看護生理学演習	4
多文化看護援助論	2

」を「

看護生理学演習	4
---------	---

」

に、「

老年看護学特論III	2
------------	---

」を「

老年看護学特論IV	2
-----------	---

」に、

「

看護管理特論III	2
-----------	---

」を「

看護管理学特論III	2
------------	---

」に、同表の
「

看護管理論演習II	2
-----------	---

」を「

看護管理学演習II	2
-----------	---

」

共通選択科目の項中

「

生命科学特論	2
--------	---

」を「

多文化看護援助論	2
生命科学特論	2

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成23年3月31日現在在学する者の履修すべき授業科目及び単位数については、この規則による改正後の長野県看護大学大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

医療推進課

長野県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第9号

長野県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

長野県自然環境保全条例施行規則(昭和54年長野県規則第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(3)のサ中「第2条第4項」を「第2条第5項」に改め、同(3)のセ中「第2条第1項第14号」を「第2条第1項第1号」に改める。

別表第3の1の(1)中「給餌台」を「給餌台」に改め、同1の(8)中「第2条第4項」を「第2条第5項」に改め、同表の9の(1)中「第22条の11第1号」を「第22条の11第1項第1号」に改め、同9の(7)中「第4条第6項」を「第5条第6項」に改める。

別表第6中「都市基盤整備公団 緑資源公団 日本道路公団 水資源開発公団 日本鉄道建設公団」を「独立行政法人都市再生機構

独立行政法人森林総合研究所 独立行政法人水資源機構 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に、「社団法人長野県観光開発公社 社団法人長野県地域開発公団」を「社団法人信州・長野県観光協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

自然保護課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第10号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和47年長野県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第8項中「又は」を「(省令第5条の5の4において準用する場合を含む。)又は」に、「様式第8号」を「様式第9号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第9条の3第10項」を「第9条の3第11項」に、「様式第7号」を「様式第8号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第9条の3第10項」を「第9条の3第11項」に、「様式第6号」を「様式第7号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「様式第5号」を「様式第6号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 省令第4条の4の2の規定による申請は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書（様式第4号）によるものとする。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条第1項中「様式第14号」を「様式第19号」に改め、同条第2項中「様式第15号」を「様式第20号」に改め、同条第3項中「様式第16号」を「様式第21号」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「様式第11号」を「様式第16号」に改め、同条第2項中「様式第12号」を「様式第17号」に改め、同条第3項中「様式第13号」を「様式第18号」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項中「様式第9号」を「様式第14号」に改め、同条第2項中「第9条の3第7項」を「第9条の3第8項」に、「様式第10号」を「様式第15号」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定の申請書等）

第3条 省令第5条の5の5第1項の規定による申請は、熱回収施設設置者認定申請書（様式第10号）によるものとする。

2 知事は、法第9条の2の4第1項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証（様式第11号）を交付するものとする。

3 政令第5条の5の規定による届出は、熱回収施設休廃止等届出書（様式第12号）によるものとする。

4 省令第5条の5の11第1項の規定による報告は、熱回収報告書（様式第13号）によるものとする。

様式第1号の第1面中「一般廃棄物の種類」の次に「（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）」を加え、同様式の第3面中「法第7条第5項第4号のりに規定する」を削り、同様式の備考の1中「さらに」を「更に」に改め、同備考の4及び5中「すべて」を「全て」に改め、同備考に次のように加える。

6 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

様式第2号中「一般廃棄物の種類」の次に「（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）」を加える。

様式第3号中「次の一般廃棄物処理施設がしゅん功したので、」を削り、「よる施設」を「より、一般廃棄物処理施設」に、「を、」を「を受けたいので、」に改める。

様式第16号中「第5条関係」を「第6条関係」に、「第19条」を「第21条」に改め、同様式を様式第21号とする。

様式第15号中「第5条関係」を「第6条関係」に、「第18条」を「第20条」に改め、同様式を様式第20号とする。

様式第14号中「第5条関係」を「第6条関係」に改め、「損益計算書」の次に「、株主資本等変動計算書及び個別注記表」を加え、同様式を様式第19号とする。

様式第13号中「第4条関係」を「第5条関係」に改め、同様式の備考の1中「すべて」を「全て」に改め、同様式を様式第18号とする。

様式第12号中「第4条関係」を「第5条関係」に改め、同様式の第1面中「一般廃棄物の」を「一般廃棄物処理施設の」に改め、同様式の第2面及び第3面中「法第7条第5項第4号のりに規定する」を削り、同様式の備考の2中「すべて」を「全て」に改め、同備考に次のように加える。

3 ⑨及び⑩の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

様式第12号を様式第17号とする。

様式第11号中「第4条関係」を「第5条関係」に改め、同様式の第2面中「法第7条第5項第4号のりに規定する」を削り、同様式の備考中「すべて」を「全て」に改め、同備考を同備考の1とし、同1の次に次のように加える。

2 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

様式第11号を様式第16号とする。

様式第10号中「第3条関係」を「第4条関係」に、「第9条の3第7項」を「第9条の3第8項」に改め、「一般廃棄物の種類」の次に「（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）」を加え、同様式の備考の1中「さらに」を「更に」に改め、同備考の2の(5)中「項目に」を「項目及びダイオキシン類に」に改め、同備考の3中「すべて」を「全て」に改め、同様式を様式第15号とする。

様式第9号中「第3条関係」を「第4条関係」に改め、同様式の表面中「一般廃棄物の種類」の次に「（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）」を加え、同様式の備考の1中「さらに」を「更に」に改め、同備考の4中「すべて」を「全て」に改め、同様式を様式第14号とし、同様式の前に次の様式を加える。

(様式第10号) (第3条関係)

(表面)

熱回収施設設置者認定申請書

年　月　日

長野県知事 殿

申請者

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

熱回収施設の設置の場所		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	△設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	%
許可の年月日及び許可番号		年　月　日　第　号

(裏面)

- (備考)
- 1 設備の種類については、ボイラー、発電機又は熱交換器の別を記入すること。
 - 2 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量（トン／時）、発電機の出力（キロワット）、熱交換器の能力（キロジュール／時、複数ある場合はそれぞれの能力）を記載すること。
 - 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。
 - (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造並びに熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。
 - (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。
 - 4 热回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
 - 5 热回収率については、省令第5条の5の5第1項第4号のハの算式により算定した热回収率を記載すること。

(様式第11号) (第3条関係)

熱回収施設設置者認定証

年　月　日

住所

氏名

法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。

長野県知事

印

認定の年月日	年　月　日
認定の有効年月日	年　月　日
認定番号	
熱回収施設の設置の場所	
熱回収の方法	
熱回収に必要な設備	
熱回収率	%
留意事項	1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を知事に提出すること。 2 熱回収を行わなくなったとき、熱回収施設を休廃止し、若しくは休止した熱回収施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく知事に届け出ること。

(様式第12号)(第3条関係)

熱回収施設休廃止等届出書

年　月　日

長野県知事

殿

届出者

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

熱回収施設の設置の場所					
認定の年月日及び認定番号		年　月　日　第　　号			
熱回収を行わなくなつたとき	理　由				
	年　月　日	年　月　日			
廃止、休止又は再開したとき	理　由	(廃止・休止・再開の別)			
	年　月　日	年　月　日			
熱回収に必要な設備を変更したとき	△変更の内容				
	理　由				
	年　月　日	年　月　日			

- (備考) 1 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
 2 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。

(様式第13号) (第3条関係)

熱回収報告書

年 月 日

長野県知事

殿

報告者

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11第1項の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。

認定の年月日及び認定番号	年月日第号
年4月1日から の年間の熱回収率	年3月31日まで %

(備考) 熱回収率については、省令第5条の5の5第1項第4号のハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

様式第8号の表面中

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項（同法第9条の3第10項において準用する場合を含む。）の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。」を

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条第5項（同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。）の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。」に、

「の種類」を「の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）」に改め、同様式の裏面中「外害虫」を「害虫」に改め、同様式の備考中「基準省令」を「最終処分基準省令」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第7号の表面中「第9条の3第10項」を「第9条の3第11項」に改め、同様式の裏面中「の種類」の次に「（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）」を加え、同様式を様式第8号とする。

様式第6号中「第9条の3第10項」を「第9条の3第11項」に、

「一般廃棄物処理施設の名称」
「一般廃棄物処理施設の設置の場所」
」を

「一般廃棄物処理施設の設置の場所」
」に改め、同様式の備考の1及び2中

「すべて」を「全て」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第5号の第1面中「一般廃棄物の種類」の次に「（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）」を加え、同様式の第2面中「法第7条第5項第4号のりに規定する」を削り、同様式の備考の1中「さらに」を「更に」に改め、同備考の2の(4)中「はい煙濃度」を「ぱい煙濃度」に改め、同2の(5)中「項目に」を「項目及びダイオキシン類に」に改め、同備考の3及び5中「すべて」を「全て」に改め、同備考に次のように加える。

6 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と

同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

様式第5号を様式第6号とする。

「

埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	
--------------------	--

」を

「

当該年度の4月から9月までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	

」に改め、同様式を様

式第5号とする。

様式第3号の次に次の様式を加える。

(様式第4号) (第2条関係)

一般廃棄物処理施設定期検査申請書

年　月　日

長野県知事　殿

申請者

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年　月　日　第　号

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

廃棄物対策課

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第11号

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則(平成20年長野県規則第44号)の一部を次のように改正する。

第9条第3号ア中「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

第12条第3項中「第12条の3第4項」を「第12条の3第5項」に改める。

第14条第1項第9号中「当該」を「これらの」に、「(指定)」を「(これらの指定)」に改める。

第18条第1項第2号イを次のように改める。

イ 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

第23条第2項中「第15条の2の3」を「第15条の2の4」に改める。

第46条第1項中「の計画」を「の規定による計画の提出」に、「記載する」を「記載した産業廃棄物処理計画書（様式第26号）により行う」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

第46条第1項第7号中「産業廃棄物の処理」を「自ら行う産業廃棄物の中間処理」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「産業廃棄物」を「自ら行う産業廃棄物」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の後に次の1号を加える。

(3) 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

第46条第1項に次の2号を加える。

(9) 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

(10) 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

第46条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条第4項中「計画」を「規定による計画の提出」に、「の内容を1年間公衆の縦覧に供する」を「を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表する」に改め、同項を同条第3項とする。

「（様式第4号）（第14条関係）

様式第4号中 「再生輸送業指定申請書」 を

「（様式第4号）（第14条関係）

（第1面）に改め、同様式の備考以外の部分中「すべて」を「全て」に改め、同様式の第2面中
再生輸送業指定申請書

「法第14条第5項第2号のニに規定する」を削り、同様式の備考中「すべて」を「全て」に改め、同備考を同備考の1とし、同1の後に次のように加える。

2 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

「（様式第5号）（第14条関係）

様式第5号中 「再生活用業指定申請書」 を

「（様式第5号）（第14条関係）

（第1面）に改め、同様式の備考以外の部分中「すべて」を「全て」に改め、同様式の第2面中
再生活用業指定申請書

「法第14条第5項第2号のニに規定する」を削り、同様式の備考中「すべて」を「全て」に改め、同備考を同備考の1とし、同1の後に次のように加える。

2 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

「（様式第8号）（第17条関係）

様式第8号中 「再生利用業事業範囲変更指定申請書」 を

「（様式第8号）（第17条関係）

（第1面）に改め、同様式の第2面中「法第14条第5項第2号のニに規定する」を
再生利用業事業範囲変更指定申請書

削り、同様式の備考中「すべて」を「全て」に改め、同備考を同備考の1とし、同1の後に次のように加える。

2 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

「（様式第16号）（第17条関係）

様式第16号中 「時 間 時から 時まで」 を

「

時 間	時から	時まで
日 時		
場 所	1 地点	
	2 会場名	

に改め、同様式の備

考の1中「すべて」を「全て」に改める。

様式第22号の裏面中「工事受注者若しくは」を「工事受注者、」に、「の事務所若しくは事業場」を「その他の関係者の事務所、事業場、運搬車、運搬船その他の場所」に改める。

様式第24号中「中間処分業」を「中間処理業」に改め、同様式の備考の1及び4中「すべて」を「全て」に改める。

様式第25号から様式第27号までを次のように改める。

(様式第25号) (第45条関係)

産業廃棄物処分実績及び施設状況報告書(年度実績)

年 月 日

長野県知事 殿

報告者

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年度の産業廃棄物の処分実績及び施設について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第54条第2項の規定により、次のとおり報告します。

事業場の所在地					事業場の電話番号			
産業廃棄物処理施設 の種類及び許可番号	処分した産業廃棄物の種類及び年間の処分量(t)				処分後の産業廃棄物の処分量(t)			
	A	A	A	A	種類	排出量	処分方法	処分量
合計								

備考

- 1 処分量及び排出量は、全てトンに換算して記載すること。
- 2 処分した産業廃棄物の種類をA欄に記入し、それぞれの種類ごとに年間の処分量を記入すること。
- 3 記載事項の全てを記載できないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(様式第26号) (第46条関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

年 月 日

長野県知事

殿

提出者

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第55条第1項の規定により、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	
事業場の所在地	
計画期間	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行いう 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

(第5面)

		【目標】	
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
②計画	(今後実施する予定の取組)		